

# 差止請求書

2016年12月26日

東京都世田谷区船橋五丁目33番7号  
合同会社BRONX 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 高 篤 英 弘 (京都産業大学法務研究科教授)  
〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル  
秋野々町529番地ヒロセビル4階  
電 話 075-211-5920  
FAX 075-746-5207  
(担当) 理事・事務局長 長野浩三 (弁護士)

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、景品表示法30条の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

本差止請求に対する貴社の対応を本書到達後1週間以内に書面をもって当NPO法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公表することがあります。

(請求の要旨)

当NPO法人は、貴社に対し、下記対象となる表示記載の表示を行うことの停止を請求する。

(表示媒体)

貴社ウェブサイト

(対象となる商品)

「Natural Original Smoothie (ナチュラルオリジナルスムージー)」

(対象となる表示)

対象となる商品が、「980円」と表示されている直前又は直後に、「980円」の表示の少なくとも半分以上のポイントで、3280円での、さらに4回の購入が義務付けられ、最低支払総額が1万4100円となることを表示せずに、対象となる商品が「980円」であるかのように示す表示。

(紛争の要点)

1 貴社の販売する「Natural Original Smoothie (ナチュラルオリジナルスムージー)」(以下「本件商品」という。)を、「キレイ痩せコース」で購入する場合、貴社ホームページ上では、上記対象となる表示によって、通常価格3280円(税別)の70%オフの特別価格980円(税別)で購入できるかのような広告がなされている。しかし、実際は、5ヶ月の最低利用期間が定められており、2回目以降の価格は、通常価格3280円(税別)である。

5ヶ月の最低利用期間の定め記載は、貴社のホームページ上、本件商品の購入手続に進むためのハイパーリンクのある表示の下にあり、消費者は5ヶ月の最低利用期間の定め記載を見る前に、購入手続に進む可能性が高く、また、5ヶ月の最低利用期間の定め記載は、他の表示よりもかなり小さいポイントで記載されており消費者の目にとまりにくい。

2 従って、貴社ホームページの表示は、①本件商品の単価が、あたかも、980円であるかのように示す点で、「商品…の価格…について、実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利」(景品表示法30条1項2号)という要件に該当し、②本件商品を1回、980円で購入することができるかのように示す点で「商品…の取引条件について、…実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利」(同条項)に該当す

る。

- 3 よって、以上のとおり、当法人は、貴社に対し、上記景品表示法違反の表示につき、景品表示法30条に基づき、その停止を請求する。

(訴えを提起する予定の裁判所) 京都地方裁判所